

# 琉球大学学術リポジトリ

## 要請、決議（早期復帰）（I）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43322">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43322</a>

琉球立法院決議

沖繩 復讐

決議第一号

祖国復帰に關し対米折衝方要請決議

祖国日本が十三年前に独立を回復して以来、平和憲法のもとに民主的發展を遂げ、國際的にも確固たる地歩を占めるようになったことは、われわれの最も喜びとし、かつ、誇りとするところであるが、わが沖繩が、戦争終結後実に二十年の今日にいたつてもなお、米国の統治下におかれ、住民が祖国同胞と國民生活を共にすることができないことは、われわれ沖繩住民にとつてこの上もない悲しみである。

そもそも、わが沖繩が日本國の國土の一部であり、沖繩住民が日本國民であることについては、關係國間においても争いのないところであるにもかかわらず、日本國民である沖繩住民が日本國憲法によつて國民に確保されている憲法上の保障を享受し得ない状態におかれているということは、民主主義國家において許され得ないことである。このことは、ひとり沖繩住民にとつて堪え難い苦痛であるばかりでなく、日本國の獨立、即ち主權の完全性をそこなうものであつて、自由對等を基調とする國際關係の道義にも反

するものである。

日本國憲法前文の後段において謳われている主權維持に關する理念と決意にしたがつて、國法執行の最高責任者である内閣総理大臣が、沖繩に対する主權回復の問題を早急に解決されるよう期待するものである。

このたびの訪米におけるジョンソン大統領との會談に際し、沖繩の現在の地位が、日本國憲法の精神と國際の道義にもとるものであることを強く訴えて、日本國の主權を完全な姿に復せしめるよう折衝方を要請する。

なお、当面の問題についても、住民の強い要求を容れて行政主席の公選とその権限の拡大を実現せしめるよう折衝していただきたい。

右決議する。

一九六五年一月四日

琉球政府立法院

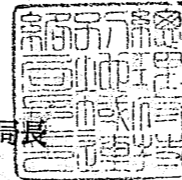
琉球政府立法院

北米局長  
参事官  
北米課長

総特第3935号  
昭和40年5月11日

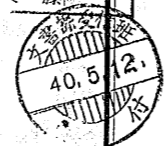
外務省アメリカ局長 殿

総理府特別地域連絡局長



琉球立法院の施政権返還要請決議文の送付について  
標記について、那覇日本政府南方連絡事務所長から別添（4月  
28日付総南連第1082号写）のとおり報告があつたのでご参  
考までにお送りする。

要処理	要連絡	急
栗上村		
波村河内		
斉藤吉田		
奇馬山田		
渡辺平川		
大崎吉津		
中田		
藤		



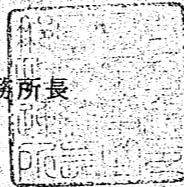
総 理 府

総南連第1082号

昭和40年4月28日

総理府特別地域連絡局長 殿

那覇日本政府南方連絡事務所長



沖縄の施政権返還要請決議について

みだしのことについては、4月28日往電第100号をもつて概略報告済みであるが、決議文、関連事項等を次のとおり報告する。

記

1 与野党の主張のちがい

施政権返還要請決議を行なうことについては、与野党とも意見が一致したが、次のような主張のちがいが与野党間にあつた。

(1) 平和条約第3条の問題

野党は、「平和条約第3条がすでに法的根拠を失つたという点を明記すべきである」と主張したのに対し、与党は「平和条約第3条を無効だと断定することは立法院として妥当で

ない」と主張した。

(2) 決議のあて先の問題

決議文のあて先について、野党は日米両政府のほか、「世界各国に対しても送付すべきである」と主張したのに対し与党は「現在の状況下で日米政府以外にも送付することは複雑化させる」と反対した。

2 決議の状況

27日午後4時50分から開催された本会議において、前記の対立がもちこされ、まず野党提案の決議案第9号～第11号が審議されてこれが民主党の反対で否決された。

つづいて、民主党提案の決議案第12号が審議され、民主党議員を残して野党全員が退場のうちに、結局民主党単独決議の形で可決された。

立法院における同様の施政権返還決議は、これで13回目であり、うち11回は全会一致であつた。

別添 決議案第9号～第12号各2部

沖縄の即時返還要求に関する決議

右の議案を発議する。

一九六五年四月二十七日

平良 島 堅 栄 宗  
 平良 島 幸 市  
 前川 守 仁  
 岸本 利 夷  
 知念 朝 功

知花 英 夫  
 安里 禮 千代  
 宮良 良 義  
 古堅 実 吉  
 高 将 憲

立法院議長 長 翁 秋 夫 殿

………別紙………

委員会審査略要求書

沖縄の即時返還要求に関する決議案

右の議案については、立法院法第四十三条第四項但書の規定に基づき、委員会の審査を省略された。

一九六五年四月二十七日

平良 島 堅 栄 宗  
 平良 島 幸 市  
 前川 守 仁  
 岸本 利 夷  
 知念 朝 功

知花 英 夫  
 安里 禮 千代  
 宮良 良 義  
 古堅 実 吉  
 高 将 憲

立法院議長 長 翁 秋 夫 殿

沖縄の即時返還要求に関する決議

沖縄が祖国から切り離され、米国の統治下におかれて、既に二十一年になる、その間、沖縄県民は米国の強大な軍事基地にしばりつけられ、その軍事優先政策による植民地的支配の下に、政治的自由と基本的な人権を奪われ生活を抑圧されてきた。

このことは、正義と平和の精神にもとり、日本の独立を侵し、国連憲章に違反する不当なものである。

米国の沖縄統治の根拠として、対日平和条約第三条は、米国の国連に対し、沖縄を信託統治することを提案し、かつ、可決されることを条件としてそれまでの間、米国の沖縄に対し、暫定的に統治権を行使することを定めたものであるが、この規定は当初から国連憲章に違反し、不法なものであつたばかりか、日本が国連に加盟した今日ではこのよりな提案自身が「信託統治制度は加盟国となつた地域には適用しない」との国連憲章第七十八条の規定によつて不可能となつた。

さらに、国連総会は一九六〇年十二月十四日「あらゆる形の植民地主義をすみやかに、かつ、無条件に終止せしめる」ことの必要をおごそかに宣言した。このような状況の推移と全国民の沖縄返還の強い要求によつて、米国の既に沖縄を信託統治にする意志のないことを明らかにしている。

このように平和条約第三条によつて、沖縄を信託統治に付すことは絶対に不可能であることが明白となつた。従つて条約第三条は無効であり、今や米国の沖縄統治は、全く根拠のない不法占拠である。

米国の、このような不法占拠を今後も継続して行くために、あたかも沖縄県民を含む日本国民の要求を入れるかのように見せかけて、一九六二年「クネギー」声明において、沖縄は日本の領土であり

沖縄の住民は日本国民であることを認め、沖縄が将来日本に復帰する日を待望する旨述べたが、実質的には沖縄における米国の軍事基地

の強化と沖縄統治の現状固定化のために日米が協力しあうことになり、日本政府は、沖縄返還の強い国民の要求を無視して、米國に追従する結果に終っている。

さらに、佐藤総理大臣は、去る一月、シヨクソン大統領との会談において国民の要求と期待を裏切つて、沖縄の返還要求をせず、かえつて、沖縄基地の重要性を米國と共に確認し、その安全を維持し、協力を約束し、安保体制を強化する中で米軍の駐留を固定化させ、日本國土の一部である沖縄を憲法に違反して、現にベトナム戦争への発進基地として使用させ、國際緊張の激化をもたらし、沖縄県民を一大不安におとし入れてゐる。かかる政府の態度に対し、激しい怒りをこめて抗議する。

植民地全廃、民族独立の風が、全世界をおつている今日、米國が共産主義の侵略から自由主義諸國を防衛するとの口実の下に、これ以上日本國土と國民を分断し、沖縄と沖縄県民を一方的に支配し、そこに強大な軍事基地を設定して、戦争の脅威を作りだし、他の民族の独立と統一の職に介入し続けることは、もはや全世界の人民が耐じてこれを許さなものである。

よつて琉球政府立法院は、政府がこれまでの米國追従の態度を改め、日本の完全独立とアジアを始め、世界の平和を確立するため米國に対し、沖縄の即時返還を要求し、政府の責任において、その実現を期するよう強く要求する。

右決議する。

一九六五年四月 日

琉球政府立法院

内閣総理大臣  
衆議院議長  
参議院議長  
あて

決議案第十号

沖縄の即時返還要求決議案

右の議案を決議する。

一九六五年四月二十七日

古堅 実吉  
知花 英夫  
安里 禧千代  
宮良 長義  
岸本 利実  
知念 朝功

発議者

平良 良松  
平島 堅栄  
平良 幸市  
前川 守仁  
久高 将憲

立法院議長 長 翁 秋 夫 殿

..... 別 紙 .....

委員会審査省略要求書

沖縄の即時返還要求決議案

右の議案については、立法院法第四十三条第四項但書の規定に基づき、委員会の審査を省略された。

一九六五年四月二十七日

古堅 実吉  
知花 英夫  
安里 禧千代  
宮良 長義  
岸本 利実  
知念 朝功

発議者

平良 良松  
平島 堅栄  
平良 幸市  
前川 守仁  
久高 将憲

立法院議長 長 翁 秋 夫 殿

### 沖縄の即時返還要求決議

日本の一県である沖縄は、去る第二次世界大戦において世界最大の激戦地となり、二十万の人命と県民財産の殆んどすべてを失うという悲劇にあつた。戦中沖縄に駐留した米国軍隊は、戦闘終結後も引き続き沖縄を軍事占領し続け今年で二十年を迎えるに至つた。その間米国は軍事占領を合法化するため、県民の反対があつたにもかかわらず、一九五二年四月二十八日に発効した「日本国との平和条約」第三条によつて改めて行政府、立法、司法を含む統治権を行使する根拠を獲得し、形だけの民政移行を装つた。

米国の二十年にわたる沖縄統治は、安全、効果的かつ安価な軍事基地を長期的に保有することを目的とする軍事優先政策を基本に据えて展開され、沖縄を外郡からしや断して政治、経済の基幹を米国が独占支配し、県民の主席公選を含む自治権行使の要求を拒否し、県民の個人的政治的自由、基本的人権、民主主義を蹂躪し、生活を抑圧し、県民の身体、生命、財産に危害を加え、県民の平和と進歩発展の道を阻み続けてきた。これは世界人権宣言を無視しており、人道に反した正義

にもとるものである。米国の沖縄統治は、まさに軍事優先政策を基本とする植民地支配といわなければならぬ。更に、沖縄は日本の領土であり、沖縄県民は日本国民でありながら、日本国憲法の沖縄と沖縄県民への適用は、平和条約第三条によつて実質上排除されてゐる。このことは、県民の国民としての地位と権利の行使を阻害してゐることを意味するだけでなく、日本の主権の制限をも意味するものである。

これは、すべての民族は完全自由、主権行使及び国土保全に対し、他に譲り得ない権利を保持していることを確信し、あらゆる形の植民地主義をすみやかに、かつ、無条件に終止させることの必要を厳かに宣言した一九六〇年十二月第十五回国連総会の「植民地諸国諸人民に対する独立許容に関する宣言」に反している。

更に、平和条約第三条は、米国が国連に対し沖縄を信託統治にする提案を行なうことを条件としてそれまでの暫定期間米国が沖縄に対して統治権を行使することを定めたものであるが、事実問題として米国は

もはや沖縄を信託統治にする意思はもつていないし、また、この上

うな提案がなされても到底実現する可能性は存しない。「また、法的にみても第三条は、日本が国連に加盟した今日では、国連加盟国の領土を信託統治にすることは出来ないという国連憲章の規定に明らかに反する。

かくして、如何なる観点から検討して見ても、平和条約第三条は、既に死文化しており、無効なものといふべく、従つて、これを根拠とする米国の沖縄統治は全く不法不当である。

米国は、共産主義の侵略から自由主義諸国を防御するとの口実で米日、米韓、米台、米比の相互防衛条約を個別に結んでいるが、これを更に総合して事実上の東北アジア軍事機構をつくり上げ、その上に安全保障体制を維持しようとしているが、沖縄がその中の最も重要ななめとなつてゐることは、既に全世界の注目するところである。

沖縄は、全島核武装され、朝鮮、ラオス、ベトナム等、極東諸地域の紛争に際しては、米軍の出撃基地となり、中国封じ込めの最重要拠点となつてゐる。また対内的にも沖縄は、本土へのP-10五機、原子力潜水艦等核兵器持ち込みの窓口となつてゐる。このような沖縄の現状は、日本と近隣諸国との友好親善関係の樹立をさまたげて

いるだけでなく、アジアを中心とする世界の平和の実現を阻んでいる。現在、今戦われているベトナム戦争においては、連日、沖縄基地から米軍によつて多数の武器弾薬、兵員がベトナムに送り込まれ、ベトナム人民の殺りくに使用されてゐる。沖縄内部においても米軍の軍事行動によつて県民の生命、財産にも多くの危害が加えられ県民を不安のどん底におとし入れてゐる。米国が共産主義の侵略から自由主義諸国を防御するとの口実の下に、日本の領土と國民を分断し、沖縄と沖縄県民を一方的に支配し、そこに強大な軍事基地を設

定して他民族の独立と統一の戦いに介入し続けることは、もはや全世界の人民が、断じてこれを許さないとこである。百万に近い沖縄県民を含む全日本國民は、このようなゆがめられた沖縄の地位と強いられた犠牲に対し、限りなき怒りを燃やしつゝ沖縄の日本への即時返還を要求しつづけてきた。沖縄返還の戦いは沖縄県民の日本國



民としての地位と、権利を回復する職であり、日本の侵害された主権の完全な回復のための職であり、更に、力の均衡による平和と、いふ一方的な考え方に基ついて作りあげられた安俣体制を打破し、アジアと世界の平和を実現させる職である。これらの職は、主権の平等と相互尊重、世界平和の確保という国連憲章の精神にも合致し、国際正義にかなうものである。

ここに「琉球政府立法院」は、全県民を代表して、米国の沖縄支配がいかなる意味からも不法不当であることを確認のうえ、米国に対して、激しい怒りをこめて、抗議すると共に沖縄の即時返還を強く要求する。

右決議する。

一九六五年四月一日

琉球政府立法院

アメリカ合衆国大統領  
上院議長  
下院議長  
あて

決議案第十一号

沖縄返還要請決議案

右の議案を決議する。

一九六五年四月二十七日

岸本利実  
知花英夫  
安里權千代  
宮良長義  
古堅実吉  
知念朝功

発議者

平良良松  
平島堅柴  
平良幸市  
久前川守仁  
高将憲

立法院議長 長嶺秋夫 殿

委員会審査省略要求書

沖縄返還要請決議案

右の議案については、立法院法第四十三条第四項但書の規定に基づき、委員会の審査を省略されたい。

一九六五年四月二十七日

岸本利実  
知花英夫  
安里權千代  
宮良長義  
岸本利実  
知念朝功

発議者

平良良松  
平島堅柴  
平良幸市  
久前川守仁  
高将憲

立法院議長 長嶺秋夫 殿

### 沖縄返還要請決議

日本の一県である沖縄は、去る第二次世界大戦において世界最大の激戦地となり、二十万の人命と県民財産の殆んどすべてを失うという悲劇にまつた。戦争中沖縄に駐留した米国軍隊は、戦闘終結後も引き続き沖縄を軍事占領し続け今年で二十年を迎えるに至つた。その間米国は軍事占領を合法化するため県民の反対があつたにもかかわらず、一九五二年四月二十八日に発効した「日本国との平和条約」第三条によつて改めて行政、立法、司法を含む統治権を行使する根拠を獲得し形だけの民政移行を装つた。

米国の二十年におたる沖縄統治は、安全、効果的かつ、安価な軍事基地を長期的に保有することを目的とする軍事優先政策を基本に据えて展開され、沖縄を外都からしや断して政治、経済の基幹を米国が独占支配し、県民の主席公選を含む自治権行使の要求を拒否し、県民の個人的政治的自由、基本的人権、民主主義を蹂躪し、生活を抑圧し、県民の身体、生命、財産に危害を加え、県民の平和と進歩発展の道を阻み続けてきた。これは世界人権宣言を無視しており人道に反した正義にもとるものであ

る。米国の沖縄統治は、まさに軍事優先政策を基本とする種民地支配といわなければならない。更に、沖縄は日本の領土であり、沖縄県民は日本国民でありながら、日本國憲法の沖縄県民への適用は、平和条約第三条によつて実質上排除されている。このことは、県民の国民としての地位と権利の行使を阻害していることを意味するだけでなく、日本の主権の制限をも意味するものである。これは、すべての民族は完全、自由、主権行使及び国土保全に対し他に譲り得ない権利を保持していることを確信し、あらゆる形の種民地主義をすみやかに、かつ、無条件に終止させることの必要を敢かに宣言した一九六〇年十二月第十五回国連総会の「種民地諸国籍人民に対する独立許容に関する宣言」に反している。

更に、平和条約第三条は、米国が国連に対し沖縄を信託統治にする提議案を行なうことを条件としてそれまでの暫定期間米国が沖縄に対して統治権を行使することを定めたるものであるが、事実問題として米国はもはや沖縄を信託統治にする意思はもつていないし、また、このよう提議案

がなされても到底実現する可能性は存しない。また、法的にみても第三条は、日本が国連に加盟した今日では、国連加盟国の領土を信託統治にすることはできないといふ国連憲章の規定に明らかに反する。

かくして、如何なる観点から検討してみても、平和条約第三条は、既に死文化しており、無効なものといふべく、従つてこれを根拠とする米國の沖縄統治は全く不法不当である。

米國は、共産主義の侵略から自由主義諸國を防衛するとの口実で米日、米韓、米台、米比の相互防衛条約を個別に結んでいるが、これを更に綜合して事実上の東北アジア軍事機構をつくり上げ、その上に安全保障体制を維持しようとしているが、沖縄がその中の最も重要なかたまりとなつていることは、既に全世界の注目するところである。

沖縄は、全島核武装され、朝鮮、ラオス、ベトナム等、極東諸地域の紛争に際しては、米軍の出撃基地となり、中国封じ込めの最重要拠点となつている。また、対内的にも沖縄は、本土へのF-105機原子力潜水艦等核兵器持ち込みの窓口となつている。このような沖縄の現状は、日本と近隣諸國との友好親善關係の樹立をさまたげているだけでなく、アジアを中心とする世界の平和の実現を阻んでいる。現に、今戦われているベトナム戦争においては連日、沖縄基地から米軍によつて多数の武器弾薬、兵員がベトナムに送り込まれ、ベトナム人民の殺りくに使われている。沖縄内部においても米軍の軍事行動によつて県民の生命、財産

にも多くの危害が加えられ、県民を不安のどん底におとし入れている。米國が共産主義の侵略から自由主義諸國を防衛するとの口実の下に、日本の領土と國民を分断し、沖縄と沖縄県民を一方的に支配し、そこに強大な軍事基地を設定して他民族の独立と統一の戦いに介入し続けることは、もはや全世界の人民が断じてこれを許さないところである。

百万に近い沖縄県民を含む全日本國民は、このようなゆがめられた沖縄の地位と強いられた犠牲に対し、限りない怒りを燃やしつつ沖縄の日本への即時返還を要求しつづけてきた。沖縄返還の戦いは、沖縄県民の日本國民としての地位と権利を回復する戦いであり、日本の侵奪された

主権の完全な回復のための戦いであり更に、力の均衡による平和という  
一方的な考え方に基ついて作りあげられた安保体制を打破し、アジアと  
世界の平和を実現させる戦いである。これらの戦いは主権の平等と相互  
尊重、世界平和の確保という国連憲章の精神にも合致し、国際正義にか  
なうものである。

ここに「琉球政府立法院」は、全県民を代表し、米国の沖縄支配が不  
法不当であることを確認し、沖縄の即時返還を米国に対し要求すると共  
に全世界の国民が、この要求実現のために最大の協力と支援をして戴く  
よう強く要請する。  
右決議する。

一九六五年四月

日

琉球政府立法院

世界各国政府宛

決議案第十二号

沖縄の施政権返還要請決議案

右の議案を決議する。

一九六五年四月二十七日

発議者

- 桑江 中江 友田 長友 山宮
- 朝武 喜秋 泰川 邦善
- 幸助 弘夫 邦善
- 盛島 川恭 元吉 星
- 明 旨徳 栄元 城
- 秀 誠一 克真 範

立法院議長 長嶺 秋夫 殿

..... 別 紙 .....

委員会審査省略要求書

沖縄の施政権返還要請決議案

右の議案については、立法院法第四十三条第四項但書の規定に基づき委員  
会の審査を省略された。

一九六五年四月二十七日

発議者

- 桑江 中江 友田 長友 山宮
- 朝武 喜秋 泰川 邦善
- 幸助 弘夫 邦善
- 盛島 川恭 元吉 星
- 明 旨徳 栄元 城
- 秀 誠一 克真 範

立法院議長 長嶺 秋夫 殿

- 伊良波 中垣 上垣 新安
- 長 眺 重 恵 清 里
- 幸 光 蔵 昌 篤 徳

沖縄の施政権返還要請決議

沖縄が祖国から分離され、米国の施政下におかれてすでに二十年を迎えた。その間全住民はたえず祖国復帰を訴えつづけ、実際に迎えても復帰要請決議を行なうこと実に十七件に及んでいる。この沖縄住民を含めた日本国民の総意が容れられず、世界に類例のない変則的地位のままに二十年の長期にわたって米国の統治が続けられて

いることは甚だ遺憾である。  
沖縄住民が日本国民でありながら、ひとしく国民としての処遇を受けないことは、われわれの基本的人權に関する重大な問題である。また、国連加盟国の一員として世界の平和と人類の福祉のために貢献しつつある日本国の国土の一部である沖縄において、今日なお、米国の統治が継続されていることは、各国の主権尊重を最高の原理とする国連憲章の精神にもとるものである。

一九六二年の「ケネディ」声明「及び去る一月の佐藤ジョイント会談における声明において沖縄が完全に日本の主権の下に帰えることを待望すると表明されているが、いつ、いかなる方法によるか明確でない。  
よつて日本両国政府は、沖縄住民の長期にわたる切実な要望にこたえて、このさい、オミヤかに沖縄の施政権返還の時期を明確にし具体的な復帰のスケジュールを決定、実施すべく最善の措置を講じていただくよう院議をもって強く要請する。

右決議する。

一九六五年四月二十七日

琉球政府立法院

アメリカ合衆国大統領  
" " 上院議長  
" " 下院議長  
内閣総理大臣  
衆議院議長  
参議院議長

あて